

アメリカ合衆国最高裁判所刑事判例研究

アメリカ合衆国最高裁判所2003年10月開廷期
刑事関係判例概観（上）

I はじめに	VI ディスカヴァリー（証拠開示）
II 搜索・押収	VII 有罪答弁
III 逮捕	VIII 証人対面権
IV ミラング・ルール	IX 陪審裁判（以上、本号）
V 弁護	

I はじめに

アメリカ合衆国最高裁判所（連邦最高裁）は、過去10年間の各開廷期⁽¹⁾において、執筆者および同調者名を表示した法廷意見（*opinion of the Court*）などを述べたものと、執筆者を表示しない裁判官全員一致の（*per curiam*）ものとを合わせて、77ないし93件の判決を出しているが⁽²⁾、このなかで刑事関係判決は重要な部分を占めてきた。刑事関係の判決としてどのようなものを含めるかについては色々とくり方があるだろうが、捜査の不当を理由とする不法行為訴訟の事案や囚人の権利に関する事案なども含めると、2003年10月開廷期においては、法廷意見などを述べたものと執筆者名を表示しない裁判官全員一致のものとを合わせた80件の判決のうち、37件が刑事関係であった。そし

* 本稿（上・下）は、田中利彦（早稲田大学客員教授・弁護士）、洲見光男（明治大学教授）、小川佳樹（筑波大学専任講師）、小島淳（岡山大学助教授）、内田幸隆（明治大学専任講師）、加藤克佳（愛知大学教授）、杉本一敏（愛知学院大学専任講師）、渡邊卓也（清和大学専任講師）、原田和往（早稲田大学客員研究助手）（以上、執筆順）が担当した。

(1) 連邦最高裁の開廷期は毎年10月に始まる。そのため、各開廷期は始まる年月で表示し、例えば、2003年10月開廷期（2003 October Term）などと表示されている。

(2) 事件を併合して判決が出される場合もあるので、法廷意見を付した判決等による終局事件数と判決の数とは必ずしも一致しない。

て、そのうち相当数が重要な判決と目される⁽³⁾。

本研究会では、これまで、2002年10月開廷期の判決1件、2003年10月開廷期の判決5件を取り上げ、その研究成果を本誌において順次発表してきたが、連邦最高裁判例の動向、ひいては刑事司法の潮流をより適確に理解するためには、検討の対象をこれら特定少数の判決に限定することなく、連邦最高裁の各期における刑事関係判決を概観し、重要判決を網羅的に検討することが有益と考えた。そのため、会員が分担して、2003年10月開廷期の刑事関係の全判決を検討した。そして、本稿では、既発表のものも含めそれらの概要を紹介することとした⁽⁴⁾。2004年10月開廷期以降についても同様に、刑事関係の判決の全体を検討したうえ、その概要を紹介することとしている。判決の概要を資料化することにより、日本語で最近の連邦最高裁判例を調べるための便利な手段の1つとなることを期待している。

以下においては、これら判決を主たる争点ごとに分類し、それぞれの内容を紹介する。なお、紙幅の都合上、比較的重要度が低いと思われるものや既発表のものについてはごく簡単に触れるに留める。

2003年10月開廷期における刑事関係の判決の中身をみてみると、ヘイピアス・コーパスの事案が16件にも達している。連邦地裁に対して年間2万件以上ものヘイピアス・コーパスの申立てがあり⁽⁵⁾、そのなかで重要な憲法問題が提起されている実情がうかがわれる。以下の紹介においては、これらの16件は、争点ごとに区分し、ヘイピアス・コーパスの手續そのものに関するもののみを「ヘイピアス・コーパス」の項目に掲げた。

なお、2003年10月開廷期における連邦最高裁の構成は、レーンクィスト長官、スティーヴンス、オコナー、スカリア、ケネディ、スーター、トーマス、ギンズバーグ、ブライヤー各裁判官である。

(田中利彦)

(3) 例えば、2003年10月開廷期の重要判決を論じた *The Supreme Court, 2003 Term*, 118 HARV. L. REV. 25 (2004) で取り上げられている25件の判決のうち、12件が本稿で刑事関係の判決として掲げているものである。

(4) もっとも、*Johnson v. California*, 541 U.S. 428 (2004) (*per curiam*) は、やや特殊なものであるため、取り上げないこととした。

(5) 連邦裁判所の司法統計 (Federal Caseload Statistics, <http://www.uscourts.gov/library/statisticsalreports.html>) 参照。なお、同統計においては、事件は民事 (civil) と刑事 (criminal) に区分されるが、ヘイピアス・コーパスは民事事件に分類される。

II 搜索・押収

・Banks 判決⁽⁶⁾

本件は、捜査官が重罪事犯について発付された家宅搜索令状の執行にあたり、ドアをノックし来意を告知したが居住者から返事がない場合における住居への強行立入り（forcible entry）の合憲性が争われた事案である。

被上告人が自宅でコカインを販売しているとの情報を得た捜査官らは、被上告人の自宅（2つの寝室のあるアパート）の搜索令状を入手し、水曜日の午後、被上告人宅に到着した。捜査官は「警察だ。搜索令状がある」と叫んで、玄関ドアを、裏口にいる他の捜査官に聞こえる程度の強さで叩いた。家屋のなかに誰がいることを示すものはなかった。捜査官は、15秒ないし20秒経っても何ら返事がなかったことから、追い槌で玄関のドアを壊して開け、家屋内に立ち入った。搜索の結果、コカインなどの証拠物が発見された。被上告人はシャワー室にいて、ドアが壊されるまで何も聞こえなかったと述べた。薬物犯罪等で起訴された被上告人は、強行立入りをする前の待機時間は不合理なものであって、立入りは合衆国憲法修正4条に違反するなどとして証拠排除を申し立てた。

連邦地裁が証拠排除の申立てを認めなかったので、被上告人は有罪答弁をしつつ、控訴審で搜索の適法性を争う権利を留保した。第9巡回区連邦控訴裁は、本件では緊急事情は認められず、財産の損壊を伴う強行立入りが許されるには立入りの明瞭な拒絶あるいは本件におけるより長い待機時間を要するとして、連邦地裁の判断を斥けた。

連邦最高裁は、原判決を破棄し、搜索令状の執行を妨害する合理的な嫌疑がある場合には、捜査官はドアをノックし来意と身分を告知しないで住居に立ち入ることができるが⁽⁷⁾、ノックと告知の後に証拠破壊の合理的な嫌疑が生じた

(6) United States v. Banks, 540 U.S. 31 (2003). 法廷意見はスーター裁判官が執筆（全裁判官一致）。

なお、この判決の紹介として、洲見光男・アメリカ法2005年1号131頁（2005年）がある。

(7) See Wilson v. Arkansas, 514 U.S. 927 (1995) [紹介, 松田龍彦・比較法雑誌31巻1号158頁（1997年）]；Richards v. Wisconsin, 520 U.S. 385 (1997) [紹介, 松田龍彦・比較法雑誌31巻3号351頁（1997年）]；United States v.

場合にも住居への強行立入りが許されるとき、立入りを正当化する緊急性の有無は警察官の認知していた事情を総合考慮して判断されるべきことを確認したうえ、押収対象物件であるコカインの処分に要する時間（15秒ないし20秒）内に何ら居住者から返事がないときに行われた本件立入りを合理的とした。

・Lidster 判決⁽⁸⁾

本件は、捜査のための情報収集を目的とする自動車検問の合憲性が争われた事案である。

警察は、自動車運転者からひき逃げ事件に関する情報を収集するため、事件のおよそ1週間後のほぼ同じ時刻、同じ場所に設置した検問所で、自動車を10秒ないし15秒間停止させ、ひき逃げ事件につき乗員に質問し、情報提供への協力を求める手配書を手渡した。検問所で停止させられた被上告人は、酒臭をさせていたため飲酒運転の容疑で逮捕、起訴された。被上告人は、検問は修正4条に違反するとして、逮捕の合法性を争った。事実審裁判所は、被上告人の主張を斥けたが、州控訴裁判所はその主張を認め、州最高裁も控訴裁判所の判断を維持した。

連邦最高裁は、原判決を破棄し、①本件検問は、その第一次的な目的が自動車の乗員が罪を犯しているかどうかをつきとめるという、通常の犯罪に関する証拠を発見することではなく、自動車の乗員に、一般公衆の1人として、他の者の犯した犯罪に関する情報を収集するための援助を求めることであるので、嫌疑に基づいて行われることを要しないが、修正4条に違反しないためには、検問が資する公共の関心の重大性、公共の利益を増進させる程度および個人の自由を制約する程度を考慮して、その合理性が認められなければならないとしたうえ、②本件検問はこの基準を充たすとした。

Ramirez, 523 U.S. 65 (1998) [紹介、壇上弘文・比較法雑誌33巻2号370頁(1999年)].

(8) Illinois v. Lidster, 540 U.S. 419 (2004). プライヤー裁判官執筆の法廷意見(レーンクイスト長官、オコナー、スカリア、ケネディ、トーマス各裁判官同調、スティーヴンス、スーター、ギンズバーグ各裁判官一部同調)のほか、スティーヴンス裁判官の一部同意・一部反対意見(スーター、ギンズバーグ各裁判官同調)がある。

なお、この判決の紹介として、洲見光男・法律論叢77巻1号187頁(2004年)がある。

・ Ramirez 判決⁽⁹⁾

本件は、令状における押収対象物の特定性 (particularity) の要件が争われた事案である。

捜査官は、被告人が武器を所持しているとの情報に基づいて捜索押収令状を請求したが、令状請求書に押収対象物たる武器の記載はあったものの、令状それ自体には押収対象物が全く記載されていなかった。この令状の有効性および捜査官の賠償責任の有無が問われることとなったが、連邦地裁は、捜査官が処分を受ける者に捜索範囲を説明し、かつ、捜索が令状請求書に記載された範囲内で行われたため、捜索は憲法違反とはならないと判断し、賠償責任を認めなかった。第9巡回区連邦控訴裁は捜索を憲法違反と判断したが、令状請求をした捜査官を除いて令状の執行に関与した捜査官については賠償責任を否定した。

連邦最高裁は、原判決を維持し、修正4条は令状主義を採用していると考えられること、令状における特定の趣旨は一般探索的捜索の防止に尽きるものではなく、財産の捜索・押収を受ける個人に対し捜索権限、捜索の必要および捜索権限の範囲を告知する点にもあることから、押収対象物の特定を欠くという令状の瑕疵は極めて重大であって、捜索は無令状で行われたといわざるをえないとともに、合理的な警察官であれば本件令状が特定性の要件を充足したものと信ずることはできないであろうとして、賠償責任に対する免責を否定した。

ケネディ裁判官の反対意見は、法廷意見と同様、令状が無効であって、捜索は憲法違反であるとしながらも、本件では捜査官が令状を有効と信じたことは合理的であったとして、免責を認めた。また、トーマス裁判官の反対意見は、①修正4条は必ずしも令状を要求するものではないので、捜索は瑕疵ある令状に基づいて行われたが不合理なものではなかった、②令状裁判官が宣誓供述書と令状請求書を与えられて発付した令状は有効なものと解すべきである、③本件では捜査官が令状の瑕疵に気付かなかったことは不合理ではなかったとした。

(9) Groh v. Ramirez, 540 U.S. 551 (2004). スティーヴンス裁判官執筆の法廷意見 (オコナー, スーター, ギンズバーグ, ブライヤー各裁判官同調) のほか、ケネディ裁判官の反対意見 (レーンクィスト長官同調), トーマス裁判官の反対意見 (スカリア裁判官同調, レーンクィスト長官一部同調) がある。

・ Flores-Montano 判決⁽¹⁰⁾

本件は、国境検問所において税関職員によって合理的な嫌疑なしに行われた自動車捜索の合憲性が争われた事案である。

被告人がステーションワゴンを運転してメキシコから合衆国に入国しようとしたところ、税関職員は自動車の乗員に車外に出よう求めた後、自動車を車両検査場に移動させた。そこで、別の税関職員と機械工が自動車の燃料タンクを分解し、そのなかに隠されていた大量のマリファナを発見・押収し、その後、燃料タンクを組み立てて元通りにした。薬物犯罪で起訴された被告人は、嫌疑なしに行われた捜索は修正4条に違反するとして、マリファナの証拠排除を申し立てた。連邦地裁は、捜索には合理的な嫌疑が必要であったとして、被告人の主張を認め、第9巡回区連邦控訴裁もこれを是認した。

連邦最高裁は、人の身体に対する捜索に何らかの程度の嫌疑が必要とされるべき理由——捜索される者の尊厳とプライバシーの利益の保護——は自動車の捜索には当てはまらないこと、また、プライバシーだけでなく財産も修正4条によって保護されるが、燃料タンクについて運転者の有する所持の利益の制約は国境警備に対する極めて大きな利益によって正当化されることから、何らの嫌疑なしに行われた本件自動車の捜索は修正4条のもとで合理的であったとして、原判決を破棄し差し戻した。

・ Hiibel 判決⁽¹¹⁾

本件は、職務質問のため停止させた不審者が氏名を告げないことを軽罪として処罰するネバダ州法の「停止と身元確認」規定の合憲性が争われた事案である。

警察官は、暴行事件で職務質問するため被告人を停止させ、身元の証明を求めたが拒否されたので被告人を逮捕した。被告人は、州法の規定は修正4条お

(10) United States v. Flores-Montano, 541 U.S. 149 (2004). 法廷意見はレーンクィスト長官が執筆（全裁判官一致）。また、ブライヤー裁判官の同意意見がある。

(11) Hiibel v. Sixth Judicial Dist. Court of Nevada, Humboldt County, 542 U.S. 177 (2004). ケネディ裁判官執筆の法廷意見（レーンクィスト長官、オコナー、スカリア、トーマス各裁判官同調）のほか、スティーヴンス裁判官の反対意見、ブライヤー裁判官の反対意見（スーター、ギンズバーグ各裁判官同調）がある。

よび修正 5 条に違反すると主張した。州最高裁は上告人の主張を容れなかった。

連邦最高裁は、州最高裁の判断を維持した。法廷意見は、身元証明を要求することは停止に要する時間も停止の場所も変更しないうえ、Terry 判決⁽¹²⁾ の認めた停止の目的と直接の関連性を有するものであって、有効な法執行と警察官の安全に対する州の利益に資することから、修正 4 条に違反しないとした。また、修正 5 条違反の主張については、被上告人が名前は警察官の知ったことではないと思って明らかにしなかった本件では、名前の開示による自己負罪の合理的な危険は認められないとして、上告人の主張を斥けた。

スティーヴンス裁判官の反対意見は、州法の規定は特定の人々、とくに犯罪捜査の対象となっている人々のみをターゲットとしており、こうした人々は自らの身元を明らかにしなければ逮捕され得るのであり、修正 5 条の保障する黙秘権は名前を開示しない権利を含むと解すべきであるとした。

ブライヤー裁判官の反対意見は、身元確認や嫌疑解明のため質問することは許されるが、答弁を強要することは許されないというのが先例であって、これを変更すべき理由は見出せないとした。

・その他

捜索・押収についての本開廷期の判例としては、ほかに、逮捕に伴う無令状の自動車捜索が許される範囲に関する Thornton 判決⁽¹³⁾ がある。

(洲見光男)

III 逮 捕

・ Pringle 判決⁽¹⁴⁾

(12) Terry v. Ohio, 392 U.S. 1 (1968) [紹介, 松尾浩也・アメリカ法1969年2号246頁(1970年)].

(13) Thornton v. United States, 541 U.S. 615 (2004). レーンクィスト長官執筆の一部法廷意見(ケネディ, トーマス, ブライヤー各裁判官同調, オコナー裁判官一部同調)のほか, オコナー裁判官の一部同意意見, スカリア裁判官の結論同意意見(ギンズバーグ裁判官同調), スティーヴンス裁判官の反対意見(スーター裁判官同調)がある。

なお, この判決の紹介として, 洲見光男・アメリカ法2005年1号135頁(2005年), 原田和往・比較法学39巻2号362頁(2006年)がある。

本件は、逮捕の要件である「相当な理由 (probable cause)」の意義が争われた事案である。

警察官が、スピード違反で自動車を停止させ、運転者の承諾に基づき車内を搜索したところ、ダッシュボードの小物入れから現金763ドルを、そして、後部座席からコカインを発見した。自動車に乗っていた3人が、いずれも、警察官の質問に対し、現金およびコカインとのかかわりを否定したので、警察官は、3人全員を無令状で逮捕した。

被上告人は、逮捕された3人のうち、助手席に乗っていた者であるが、逮捕後の取調べにおいて、コカインは自分のものであり、また、ほかの2人は無関係であると自白したため、コカインの所持などの罪で起訴された。その後、被上告人から、本件の逮捕については、合衆国憲法修正4条によって要求される「相当な理由」の要件が充たされておらず、したがって、自白は違法収集証拠として排除されるべきであるとの主張がなされた。これに対し、州裁判所は、被告人がコカインの存在について認識していること、および、それを支配していることを示す事情がとくにない以上、コカインの所持で被上告人を逮捕する「相当な理由」が備わっていたとはいえないから、本件の逮捕は違法である、とした。

以上の事案について、連邦最高裁は、本件の逮捕の時点において、自動車に乗っている3人のうち、少なくともいずれか1人は、コカインの存在を認識し、それを支配していると推論することが可能であり、それゆえ、被上告人がコカインの所持の罪を単独ないし他の者と共同で実行したと疑うに足る「相当な理由」があると判断することができるとして、原判決を破棄した。

(小川佳樹)

IV ミランダ・ルール

・ Alvarado 判決⁽¹⁵⁾

(14) Maryland v. Pringle, 540 U.S. 366 (2003). 法廷意見はレーンクィスト長官が執筆 (全裁判官一致)。

(15) Yarborough v. Alvarado, 541 U.S. 652 (2004). ケネディ裁判官執筆の法廷意見 (レーンクィスト長官, スカリア, トーマス各裁判官同調) のほか、オコナー裁判官の同意意見, ブライヤー裁判官の反対意見 (スティーヴンス, スーター, ギンズバーグ各裁判官同調) がある。

ミランダ・ルールが適用されるのは身柄拘束中の被疑者の取調べに対してであるが、本件は、「身柄拘束中 (in custody)」といえるか否かが争われた事案である。

捜査官は、17歳の少年である被上告人の家および母親の職場を訪れ、被上告人に尋ねたいことがあると伝えた。後日、両親はシェリフの事務所に被上告人を連れて行き、取調べの間、ロビーで待っていた（なお、被上告人は、両親が取調べに同席したいと述べたところ、捜査官に拒否されたと主張している）。被上告人は、事務所の一室で強盗殺人事件について捜査官1名によって取調べを受け、当初、事件については何も知らないとしていたが、結局、その関与を認めるに至った。この取調べに際し、ミランダ告知はなされなかった。取調べは約2時間にわたって行われ、捜査官は、途中2度、休憩するかどうか尋ねたが、被上告人は、その必要はないと答えた。取調べ終了後、被上告人は両親とともに帰宅した。

その後、州裁判所において謀殺罪などで有罪判決を受けた被上告人は、本件の取調べは、身柄拘束中のそれに該当するから、ミランダ・ルールに違反すると主張して、連邦裁判所にヘイビアス・コーパスを求めた。そして、第9巡回区連邦控訴裁が、被上告人が若年であること、および、それまで取調べなどを受けた経験がなかったことを考慮すると、被上告人が取調室から自由に退出することができたとは認められず、したがって、本件の取調べは身柄拘束中のものといえることになるなどとして、被上告人の求めを認めたため、州によって連邦最高裁に上告がなされた。

以上の事案について、法廷意見は、次のような判断を示すなどして、原判決を破棄した。

被疑者を取り調べるにあたって捜査官がミランダ告知の要否について容易に判断し得るよう、被疑者が身柄拘束中であるか否かは、「客観的なテスト (objective test)」——通常人が、当該被疑者の立場に置かれたならば、その場から立ち去ることもできると思うか否か——によって決せられる。そして、そこでは、被疑者がそれまで取調べなどを受けた経験がなかったことは考慮されるべき事情とはならない。

なお、以上の法廷意見に対し、ブライヤー裁判官の反対意見は、本件の取調

なお、この判決の紹介として、浅香吉幹ほか「合衆国最高裁判所2003-2004年開廷期重要判例概観」アメリカ法2004年2号187頁、254-257頁（2005年）がある。

べは身柄拘束中のそれに当たるとしている。また、オコナー裁判官の同意意見は、身柄拘束中の取調べに当たるか否かの判断に際し、被疑者の年齢が意味をもつことがおよそないとはいえないが、本件では、被疑者は成人に近い年齢であるから、その点は問題とならないとしている。

・その他

ミランダ・ルールについての本開廷期の判例としては、ほかに、自白の「派生証拠」の許容性に関する Seibert 判決⁽¹⁶⁾ および Patane 判決⁽¹⁷⁾ がある。

(小川佳樹)

V 弁 護

・ Gentry 判決⁽¹⁸⁾

本件は、弁護人の最終弁論に不備があるために合衆国憲法修正 6 条で保障された有効な弁護を受ける権利が侵害されたか否かが争われた事案である。

被告人は、持凶器暴行罪（assault with a deadly weapon）で州裁判所に起訴された。弁護人は最終弁論において、反語的ないし間接的な表現を用いて、犯行現場の明るさに関する目撃者の証言は一貫性に欠けること、妊娠中であるといった被害者の個人的な事情は被告人の有罪・無罪を決するにあたって関連性がないこと、本件では事故（過失）であったかどうか問題であるが、

(16) Missouri v. Seibert, 542 U.S. 600 (2004). スター裁判官執筆の相対的多数意見（スティーヴンス、ギンズバーグ、ブライヤー各裁判官同調）のほか、ブライヤー裁判官の同意意見、ケネディ裁判官の結論同意意見、オコナー裁判官の反対意見（レーンクィスト長官、スカリア、ケネディ各裁判官同調）がある。

なお、この判決の紹介として、洲見光男・法律論叢78巻1号191頁（2005年）、同・後掲注（17）、柳川重規・比較法雑誌39巻2号359頁（2005年）がある。

(17) United States v. Patane, 542 U.S. 630 (2004). トーマス裁判官執筆の相対的多数意見（レーンクィスト長官、スカリア裁判官同調）のほか、ケネディ裁判官の結論同意意見（オコナー裁判官同調）、スター裁判官の反対意見（スティーヴンス、ギンズバーグ各裁判官同調）、ブライヤー裁判官の反対意見がある。

なお、この判決の紹介として、洲見光男・比較法学38巻3号191頁（2005年）、君塚正臣・ジュリスト1303号149頁（2005年）がある。

(18) Yarborough v. Gentry, 540 U.S. 1 (2003) (*per curiam*).

被上告人の言い分を信じるならば陪審は無罪の判断をしなければならないこと、被上告人の素行や前科は本件の有罪・無罪とは何ら関連性がないことなどを指摘したが、陪審は有罪の評決をした。

被上告人は、弁護人の最終弁論には、被告人に利益となり得る一定の証拠を取り上げなかった、被告人の悪性格を示唆するような表現があった、無罪を明確に要求しなかった、訴追側立証により被告人が合理的疑いを超えて有罪と証明されていないことを明示的に主張しなかったなどの不備があり、修正 6 条の保障する有効な弁護を受ける権利が侵害されたとして州の控訴裁・最高裁に上訴したが、容れられなかったため、連邦のヘイビース・コーパスを求めた。そして、連邦地裁はこれを斥けたが、第 9 巡回区連邦控訴裁が被上告人の主張を認めたため、州によって連邦最高裁に上告がなされた。

以上の事案について、連邦最高裁は次のような判断を示して、原判決を破棄した。

被告人の有効な弁護を受ける権利が侵害されたといえるのは、弁護人の活動が客観的な合理性の基準を充たしていない場合である。本件のように州裁判所による連邦法の適用が問題とされる場合には、州裁判所の連邦法の適用に単に瑕疵があったというだけでなく、その適用が客観的に不合理であったことまで証明されなければならない。

有効な弁護を受ける権利の保障は最終弁論にも及ぶが、弁護人にはその弁護方針の策定に関し極めて広範な裁量が認められている。そして、そのうちでも、最終弁論における戦術的判断についての裁量はとくに重要である。最終弁論でいずれの争点を研ぎ澄まし、いかなる形で明確化するのが最善かという問題には、複数の合理的な回答が考えられる。実際、最終弁論自体を完全に放棄することが合理的な選択と映る場合もあり得る。弁護人の最終弁論に対する司法審査は、高度に謙抑的な (deferential) 性質のものであり、いったん州裁判所がこれについて判断を下した後に、連邦裁判所がヘイビース・コーパスのため再びこれを審査する場合には、二重の意味で謙抑的な審査たるべきである。

原判決は州控訴裁の判断が客観的に不合理であるとしたが、これは以下の点で誤っている。記録上、弁護人は最終弁論でいくつかの重要な点を主張していることを窺うことができ、これは、弁護人の活動が有効ではなかったとまではいえないという州裁判所の判断の正当性を示している。有効な弁護がなかったとの主張の根拠とされている点も、いずれも弁護人の弁護戦術上の裁量権の範囲内にあるともいえ、それらの点を考慮したとしても、弁護人の活動について

の連邦法の適用が客観的に不合理であったとまではいえない。州の刑事手続として行われる公判において弁護人を監督する責任は州裁判所にあり、原審は、その点の審査について、より謙抑的であるべきであった。

・ Fellers 判決⁽¹⁹⁾

本件は、被疑者の自宅においてなされた自己負罪供述、および、その後にジェイルにおいてなされた自己負罪供述の許容性が争われた事案である。

上告人の自宅に赴いた捜査官は、逮捕状が発付されていることや薬物取引で正式起訴されていることを告げた後、その場で短時間の会話を上告人と交わしたが、その会話には、上告人の自己負罪供述が含まれていた。その後、上告人はジェイルに搬送され、ミランダおよび Patterson 判決⁽²⁰⁾の権利告知を受け、たうえで、権利放棄書に署名し、同じ内容の自己負罪供述を行った。

上告人は、自宅およびジェイルにおける供述の排除を求めたが、連邦地裁は、自宅での供述についてはミランダの権利告知がないので排除されるべきだとしつつも、ジェイルでの供述については、上告人はその意味を認識して任意にミランダの権利を放棄したとして、ミランダ・ルールのもとでの証拠排除の範囲を限定した Elstad 判決⁽²¹⁾に従って許容性を認めた。これに対して、上告人は、ジェイルにおける供述は修正 6 条に違反する手続で獲得された自宅での供述の「果実」として排除されるべきであると主張して上訴したが、第 8 巡回区連邦控訴裁は、この主張を斥けた。

以上の事案について、連邦最高裁は次のような判断を示して、原判決を破棄した。

原判決は、自宅における供述の採取に際し「取調べ」が存在しなかったことを理由として修正 6 条についての上告人の主張を排斥したが、この判断には瑕疵がある。修正 6 条に関する「意図的な採取 (deliberate-elicitation)」基準と、修正 5 条に関する「身柄拘束中の取調べ (custodial-interrogation)」基準とは明確に区別されるべきである。本件においては、捜査官が上告人の自宅

(19) Fellers v. United States, 540 U.S. 519 (2004). 法廷意見はオコナー裁判官が執筆 (全裁判官一致)。

(20) Patterson v. Illinois, 487 U.S. 285 (1988).

(21) Oregon v. Elstad, 470 U.S. 298 (1985) [紹介、渥美東洋編『米国刑事判例の動向 I』99頁〔中野目善則〕(中央大学出版部, 1989年), 鈴木義男編『アメリカ刑事判例研究第三巻』90頁〔信太秀一〕(成文堂, 1989年)].

において情報の「意図的な採取」をしたことは明らかである。正式起訴後に、弁護人の立会いなく、修正 6 条で保障された権利についての放棄も存在しない状態で供述を採取したという、上告人の自宅における本件捜査官の行為は、Massiah 判決⁽²²⁾ およびその後の判例によって示された修正 6 条の基準に反するものといわなければならない。

そのうえで、本件では、ジェイルにおける供述の許容性との関係で、修正 6 条に違反する警察による質問の後に、修正 6 条で保障された権利が、その意味を認識したうえで任意に放棄されて、供述がなされた場合、修正 5 条に基づくミランダ・ルールによる証拠排除の範囲に関する Elstad 判決と同様のことがいえるのかが問題となる。しかし、この点についてこれまで当裁判所が判断を示す機会はなかった。そこで、この問題についてまず最初に検討させるため、本件を差し戻すことにする。

・ Tovar 判決⁽²³⁾

本件は、罪状認否の段階で答弁を行う際に弁護人がいない場合、裁判所が被告人に対して自己弁護に伴う不利益について告知することまで修正 6 条によって要求されているか否かが争われた事案である。

被上告人は、1996年に行われた罪状認否において、酒酔い運転（OWI）につき弁護人を付けず、かつ、有罪答弁を行う旨明言した。裁判所は、アイオワ州法に基づき、被上告人に対し、無罪答弁をした場合に保障される諸権利および有罪答弁をした場合に剝奪されることになる諸権利について告知した。裁判所はさらに OWI について科され得る刑の上限および下限を告げ、有罪答弁を受理するには、実際に有罪であるとの確証を裁判所が得なければならないことを説明し、OWI の構成要件を示した。この構成要件に該当する行為を行った旨、被上告人が自認したため、裁判所は有罪答弁を受理したうえで、最下限の刑を宣告した。被上告人は1998年に再び OWI により州法上特別に規定された加重軽罪で起訴され、この手続においては弁護人が付いたが、やはり有罪答弁を行った。

その後、被上告人は2000年にも OWI により起訴されたが、罪名は州法上の

(22) Massiah v. United States, 377 U.S. 201 (1964) [紹介、田宮裕・アメリカ法 1965年号144頁 (1965年)].

(23) Iowa v. Tovar, 541 U.S. 77 (2004). 法廷意見はギンズバーグ裁判官が執筆（全裁判官一致）。

D 級重罪であった。この手続においては弁護人が付き、被上告人は無罪答弁を行った。弁護人は、被上告人の1996年の OWI に関する手続における弁護権の放棄は——自己弁護に伴う不利益についての告知を欠いていたため——無効であると主張し、同事件に対する有罪判決を2000年の OWI を重罪として取り扱うための根拠とすることを禁止すべきである旨の申立てを行った。そして、州最高裁は、有罪答弁をなすかどうかを決する際に弁護人の援助を受ける権利を放棄することは①有効な防御手段を失う危険を伴い、しかも②事実および適用され得る法に照らして有罪答弁をするのが賢明かどうかにつき、弁護人の意見を聞く機会を被告人から奪うことになるという点について、被告人に具体的に警告することが、罪状認否の段階における修正6条で保障された権利の存在と意義を認識したうえでの放棄にとって決定的に重要であるとして、1996年の OWI についての有罪判決をカウントせずに判決を下すよう指示した。これに対し、州により連邦最高裁に対し上告がなされた。

以上の事案について、連邦最高裁は次のような判断を示して、原判決を破棄した。

修正6条は州最高裁がいうような警告を要求するものではない。事実審裁判所が被告人に対して①公訴事実の性質、②弁護人の援助を受ける権利があること、③有罪答弁をした場合に科され得る刑罰の範囲について告知すれば、憲法上の要請は充たされる。本件では、これらの告知がなされているため、修正6条違反はない。

・その他

弁護に関する本開廷期の判例としては、ほかに、弁護人の調査上の不手際により有効な弁護を受ける権利が侵害されたか否かが Strickland 判決⁽²⁴⁾ の基準との関係で争われた Jackson 判決⁽²⁵⁾ がある。

(小島 淳)

(24) Strickland v. Washington, 466 U.S. 668 (1984) [紹介, 鈴木編・前掲注(21) 124頁〔加藤克佳〕, 渥美東洋編『米国刑事判例の動向Ⅲ』90頁〔椎橋隆幸〕(中央大学出版部, 1994年), 芦部信喜編『アメリカ憲法判例』342頁〔宮城啓子〕(有斐閣, 1998年)].

(25) Holland v. Jackson, 542 U.S. 649 (2004) (*per curiam*).

VI ディスカヴァリー（証拠開示）

・ Banks 判決⁽²⁶⁾

本件は、Brady 判決⁽²⁷⁾の基準に基づく検察官の証拠開示義務について争われた事案である。

上告人は、少年を射殺した事実で州裁判所に起訴されて有罪判決を受け、死刑を宣告された。上告人が逮捕された経緯は、以下のとおりである。すなわち、死体が発見される3日前に被害者と上告人が一緒にいた事実をシェリフ代理が聞き込み、さらに、情報提供者より、上告人がグラスヘ銃を受け取りに行ったとの情報提供があった。シェリフ代理が上告人を追跡し、グラスから帰る途中の上告人の車を停止させ、拳銃を発見し、上告人を逮捕した。シェリフ代理は、さらに、上告人がグラスで訪問した住宅に戻り、そこにいたBから銃を押収したが、Bは、その銃は上告人が数日前に置いていったものであると供述した。検査の結果その銃は本件殺人で使われたものであることが判明した。

事実審に先立ち、検察側は、弁護側に対して、申立てがなくとも、上告人に権利が認められるあらゆる証拠を開示すると通知した。それにもかかわらず、検察側は、2人の重要な検察側証人の信用性を弾劾し得る証拠を開示しなかった。すなわち、Bは、罪責認定手続において、上告人が白人の少年を殺し、その車を奪ったと告白したと証言した。Bは、反対尋問において自分の証言内容を誰にも話していないと供述し、検察側もまたBの供述を訂正することはなかった。しかし、実際は、事実審前にBはシェリフ代理と検察官から集中的に証言の事前訓練を受けていた。また、量刑手続において検察側証人として証言したAは、上告人が強盗に関与するためにグラスまで銃を取りに行ったと証言し、かつ、その強盗の遂行の途中で面倒なことが起こればそれを片付けると上告人がいったと証言した。しかし、検察側は、Aが、上告人のグラス行きに関してシェリフ代理に情報を提供した人物であり、金銭を受け取っていたことを開示しなかった。

(26) Banks v. Dretke, 540 U.S. 668 (2004). ギンズバーグ裁判官執筆の法廷意見（レーンクィスト長官、スティーヴンス、オコナー、ケネディ、スouter、ブライヤー各裁判官同調）のほか、トーマス裁判官の一部同意・一部反対意見（スカリア裁判官同調）がある。

(27) Brady v. Maryland, 373 U.S. 83 (1963).

上告人は州裁判所に有罪判決に対する非常救済の申立て (postconviction motion) をし、検察側が Brady 判決の基準に基づく証拠開示を故意に怠ったと主張したが、州裁判所はこれを認めなかった。そこで上告人は、連邦のヘイピアス・コーパスを申し立てた。上告人は、その手続において証拠開示および証拠調べを請求し、受命マジストレイト (magistrate judge) の証拠開示命令により、B が事実審の証言をなすうえで州の事前指導を受けていたことを示す B の取調べ記録が提出された。また、シェリフ代理は、証拠調べにおいて、A が情報提供者であり、金銭を支払ったことを認めた。マジストレイトは、A に係る主張を認めて、死刑宣告についてのヘイピアス・コーパスを勧告しつつも、B に係る主張は認めず、有罪評決の維持を勧告する報告書を地裁に提出した。

上告人は、マジストレイトの当該報告書の修正を連邦地裁に求めたが、連邦地裁は、マジストレイトの報告書を採用し、B に係る上告人の主張については、上訴適格認定書 (certificate of appealability) の発付を拒否した。これに対して、第 5 巡回区連邦控訴裁は、A に係る連邦地裁の判決を破棄し、B に係る部分は支持して上告人の主張を排斥した。

連邦最高裁は、次のような判断を示して原判決を破棄した。まず、A に係る Brady 判決の基準に基づく主張について、次のように述べた。すなわち、A が金銭を受け取って情報を提供したことは明らかに上告人にとって有利な証拠である。また、上告人が州裁判所の非常救済手続において自らの主張を裏付ける証拠を提出できなかった理由は、検察側が上告人にとって有利な証拠を隠蔽した点、かつ上告人が検察側の証拠開示方針を信頼したことは合理的であった点、また検察側も州裁判所の非常救済手続において証拠はすべて開示したと主張した以上、上告人の上述の信頼に応えたといえる点に基づくものである。さらに、A の証言は事実審の量刑手続において扇の要となるものであったが、もし A の地位が弁護側に開示されていたならば、陪審が異なる結論に至る合理的な見込みがあったことは否定し難く、上告人は不利益を被ったといえるのであり、それゆえ検察側が A の地位を隠蔽したことは Brady 判決の趣旨に照らすと重要なものであったといえる。

B に係る主張については、上告人の申立ては「1996年テロ対策および効果的な死刑法 (Antiterrorism and Effective Death Penalty Act of 1996 (AEDPA))」施行前のものであるが、当該法施行前の法のもとでは連邦民事手続規則15条 (b) は適用可能であるとし、上告人は、B に係る Brady 判決の

基準に基づく主張をなすうえで、「合理的な法律家ならば、憲法上の主張に対する連邦地裁の決定に同意しないであろうこと、すなわち提起された問題が手続をさらに進めるに値するものであること」を証明しており、それゆえ、かかる主張に関して上訴適格認定書を発付すべきであるとした。

(内田幸隆)

VII 有罪答弁

・Dominguez Benitez 判決⁽²⁸⁾

本件は、連邦刑事手続規則11条違反（裁判所が訴追側の約束を拒否しても被告人は有罪答弁を撤回できないという警告を裁判所が被告人に与えるのを怠った点）の救済を得るために、被告人は、この誤りがなければ有罪答弁をしなかったであろうという合理的な蓋然性を立証しなければならないとされた事案である。

被上告人は、情報提供者に薬物売買を自白し、薬物不法所持および共謀の罪で起訴された。後者については、10年以上の刑が規定されていた。訴追側との答弁の合意は、次のような内容であった。被上告人は共謀の罪を認める。所持罪の起訴はしない。被上告人は裁判所が10年未満の刑を言い渡せるよう2段階の軽減を受ける。この合意は量刑裁判所を拘束しない。仮に裁判所が訴追側の約束を拒否しても有罪答弁を撤回できない。被上告人は共謀につき有罪答弁したが、裁判所は、その過程で、裁判所が訴追側の約束を拒否しても被告人は有罪答弁を撤回できないと警告するのを怠った（ただし、答弁の書面にはその旨書かれていた）（連邦刑事手続規則11条(c)(3)(B)参照）。その後、保護観察局が、被上告人には3つの前科があることを発見したため、連邦地裁は、10年の刑を必要的に言い渡した。被上告人は、控訴審で初めて、裁判所が訴追側の約束を拒否しても有罪答弁を撤回できないと警告するのを怠ったとして、原判決破棄を主張した。第9巡回連邦控訴裁は、連邦刑事手続規則52条にいう明らかな誤りの基準を適用して、これを肯認した。

これに対し、法廷意見は、次のような判断を示して、原判決を破棄し事件を

(28) United States v. Dominguez Benitez, 542 U.S. 74 (2004). スター裁判官執筆の法廷意見（レーンクィスト長官、スティーヴンス、オコナー、ケネディ、トーマス、ギンズバーグ、ブライヤー各裁判官同調）のほか、スカリア裁判官の結論同意意見がある。

差し戻した。

被告人による時期に遅れた規則11条違反の申立ては、この誤りが明白でない限り認められない。刑事手続の公正さを全体として損なう一定の構造的誤りを除き、誤りの救済は不利益の発生を要件としており、「重要な権利に影響する誤り」とは、規則52条で規定されているように、訴訟手続の結果に不利益を与える誤りを意味する。不利益の挙証責任は救済を求める被告人にあるが、一方で、当裁判所は、類似の基準に従い、そのような誤りがなければ訴訟結果が異なったであろうという合理的蓋然性を求めてきた。被告人が、明白な誤りによる救済を認めてもらうための責任は軽いものであってはならない。第1に、時期に適った異議申立てを促進し無駄な破棄を減らすため、この場合も合理的蓋然性の基準に従うべきである。第2に、有罪答弁の終局性のもつ重要性を尊重すべきである。

本件での原審の審査は不十分であり、その基準は、当該錯誤が被告人の判断にとって重要でないことを示す証拠を考慮するものでも、訴追側の主張の重要性を考慮するものでもない。本件のように記録上犯行が明らかな場合には、有罪答弁を撤回しようとする被告人が公判に進むことで何が得られると考えたかを容易に判断することができる。重点は、被告人の現実の判断を推測することではなく、裁判所の警告があったら、合理的蓋然性基準にいう異なった結果が生じたかどうかを調査することである。本件では、当該警告が被上告人の判断に影響を与えたとみるのは困難であり、誤りは結果に何の違いももたしていない。

なお、スカリア裁判官の結論同意意見は、法廷意見が、被上告人は証拠の優越により不利益を証明する必要がないと判示している点を批判し、当該誤りがなければ訴訟結果が異なっていたか否かを評価するうえで有用なのは、合理的疑いを超えて影響が蓋然的であったことを被告人が立証しなければならないという伝統的基準である、としている。

(加藤克佳)

VIII 証人対面権

・Crawford 判決⁽²⁹⁾

(29) Crawford v. Washington, 541 U.S. 36 (2004). スカリア裁判官執筆の法廷意

証人対面権についての本開廷期の判例としては、Roberts 判決⁽³⁰⁾に変更を加え、被告人の妻により公判廷外でなされた被告人に不利益な供述の許容性を否定した Crawford 判決がある。

(小川佳樹)

IX 陪審裁判

・ Middleton 判決⁽³¹⁾

本件は、事実審裁判官が陪審に対して行った説示に誤りが含まれていた場合に、最終的な有罪認定がデュー・プロセス違反となるか否かが争われた事案である。

被上告人は、夫を殺害し、カリフォルニア州法における謀殺罪で起訴されたが、正当防衛であると主張して謀殺の存否を争った。この州法については、生命・身体に対する「急迫の危険 (imminent peril)」から自己を守るべき緊急状態に置かれていると認識して殺人を行った者は、そのような認識をもつことがたとえ不合理だった——合理的な人間であればそのような認識をもたなかった——としても謀殺罪には問われず、故意故殺罪 (voluntary manslaughter) に問われるに過ぎないとの法理が認められている。事実審裁判官は、陪審に対してその旨の説示を行った。しかしそれに加えて、「急迫の危険」とは、明白な現在の危険が存在した場合か、または、行為者が「合理的な人間として」その種の危険が存在していると認識せざるを得なかったような場合に認められる、との誤った説示をした。

謀殺罪で有罪判決を受けた被上告人は、陪審への説示に誤りがあったとして控訴したが、州控訴裁は、「なされたすべての説示を全体としてみれば」陪審

見 (スティーヴンス、ケネディ、スーター、トーマス、ギンズバーグ、ブライヤー各裁判官同調) のほか、レーンクィスト長官の結論同意意見 (オコナー裁判官同調) がある。

なお、この判決の紹介として、浅香ほか・前掲注 (15) 257-263頁、早野暁・比較法雑誌39巻4号210頁 (2006年)、二本樹誠・比較法学39巻3号204頁 (2006年) がある。

(30) Ohio v. Roberts, 448 U.S. 56 (1980) [紹介、鈴木義男編『アメリカ刑事判例研究第二巻』105頁〔中空壽雅〕(成文堂、1986年)、渥美編・前掲注 (24) 297頁〔安富潔〕].

(31) Middleton v. McNeil, 541 U.S. 433 (2004) (*per curiam*).

が誤解に至る可能性があったとは認められず、また、検察官も陪審に対して正しい説明を行っていた、などとして有罪判決を維持した。その後、被上告人は連邦裁判所にヘイピアス・コーパスを求め、第9巡回区連邦控訴裁が被上告人の訴えを容れたため、州によって連邦最高裁に上告がなされた。

以上の事案について、連邦最高裁は、以下のような判断を示して、原判決を破棄した。まず連邦最高裁は、曖昧で一貫性を欠いた説示がすべてデュー・プロセス違反とされるわけではなく、その説示が事実審理全体に影響を及ぼしたか否かが重要である、との原則を確認する。そしてその曖昧性は、説示の一部を人為的に取り出すことによってではなく「説示全体の文脈の中で」判定されなければならないとし、州控訴裁の判断を擁護した。他方、「急迫の危険」の誤った説示がほかの正しい説示の意味を誤解させる、との原判決の論旨に対しては、批判を加えている。さらに、とくに検察官の説明によって裁判官の説示の曖昧性が解消される、という余地があることも肯認された。

（杉本一敏）